

JANUARY 6TH 2010

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

ご挨拶：新たな中国ビジネスモデルと三菱東京UFJ銀行の海外業務支援体制

旧年中は三菱東京UFJ銀行をご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。

2008年9月のリーマンショックに端を発したグローバル金融危機は中国の実体経済にも影響を及ぼしましたが、中国は4兆元にのぼる内需刺激策により、世界に先駆けて不況から脱し、2009年のGDP成長率は当初目標の8%に達したものと見られています。

中国のGDPはドル換算で2007年にドイツを抜いて米国、日本に次ぐ世界第3位の規模に拡大し、2010年には日本も追い抜く可能性が高まってきていると言われています。また、中国とASEANとの間では、本年1月1日から貿易品目の大半について関税が撤廃され、人口19億人の巨大な自由貿易圏が誕生します。

こうしたなか、日本企業の中国ビジネスモデルは、従来の「世界の工場」から「世界の市場」へと位置付けの変化が顕著となり、中国市場の内需を取り込むべく、統括機能の構築、地場企業等との提携強化、資金の効率化等、現法の組織・事業再編が喫緊の課題となっています。さらには、中国の中長期的な経済政策に呼応した省エネ、環境分野への投資、新興国市場も見据えたグローバルな事業拠点の配置の検討も迫られています。

弊行中国現地法人の三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司では、人民元業務の拡大に向けて、昨年9月に外銀第一陣として、人民元建て国際貿易決済業務の取扱資格を取得し、12月には外銀第一号として、中国本土での人民元建て金融債券の発行認可も取得いたしました。また、現在、中国現地法人の成都支店開業準備を進めるなど、拠点網とサービスの拡充を図っております。

本邦におきましても、お取引先の海外事業ニーズの変化に対応して、昨年5月には国際業務部の「中国業務支援室」を「海外業務支援室」に改め、毎月定例の「グローバル経営支援セミナー」と併せ、クロスボーダービジネスにおける経営・財務戦略の策定にお役に立つ情報提供に努めております。

私共は中国を初め海外における邦銀随一の歴史とネットワークから培われたノウハウを駆使し、国内、海外拠点一体となりまして、貴社のグローバルビジネスを様々な切り口からご支援申し上げる所存です。MUFGの一層のご活用を宜しくお願い申し上げます。

三菱東京UFJ銀行 国際業務部
海外業務支援室長 田中 正裕

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2009 年 12 月中旬から 2010 年 1 月初旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

〔法律〕

○「中華人民共和国再生可能エネルギー法」(国家主席令第 23 号、2009 年 12 月 26 日改正法公布、2010 年 4 月 1 日施行)

風力、太陽、水、生物、地熱、海洋等の非化石エネルギーの開発利用の促進に関する法律の改正。再生可能エネルギーによる電力に対する国の全額買い上げ保証を明記したことが主な改正点。

〔行政法規〕

○「国務院弁公庁の人力資源社会保障部、財政部の都市企業従業員養老保険関係移転継続暫定施行弁法の転送発布に関する通知」(国弁発[2009]66 号、2009 年 12 月 28 日発布、2010 年 1 月 1 日実施)

都市企業従業員が省を越えて転居する際の基本養老保険待遇の継続に関する通知。基本養老保険待遇を享受する条件に達した場合、それぞれの所在地での保険料納付年数を合算し、個人口座の貯蓄額は累計で計算する。以前は一部省・市が独自の規定により実施していたが、全国範囲で実施される。これにより、従業員の勤務地の移転がスムーズになることが期待される。

○「国務院弁公庁の耐火粘土と螢石の採掘・生産に対し総合的措置を採用してコントロールすることに関する通知」(国弁発[2010]1 号、2010 年 1 月 2 日発布・実施)

近年、耐火粘土と螢石の埋蔵量が急減し、環境汚染も深刻になっているとして、その採掘と生産の抑制を通知したもの。具体措置は、①採掘と生産の総量規制(国土資源部は年度採掘総量、国家発展改革委員会は年度生産総量をそれぞれ下達)、②新規採掘・生産能力規制(新規の探査・採掘登記申請を受理せず)、③業界参入基準の制定(工業情報化部が関係部門と制定し、2010 年 3 月 1 日から実施)、④輸出管理措置の継続実施、④資源税の税率引き上げ(財政部が関係部門と確定)、など。

〔規則〕

○「工業情報化部の我が国家電産業の発展方式転換・昇級の促進に関する指導意見」(工信部消費[2009]674 号、2009 年 12 月 5 日発布・実施)

2009 年 5 月に国務院から公布された「軽工業調整・振興計画」の家電産業版。主要目標は、①2015 年までに業界平均の研究開発費の売上高比を 3%に引き上げる、②同じく 20 以上の国家認定企業技術センターを保有する、③同じく自主ブランド製品の国際市場での比率を 30%に引き上げる、④同じく 5 社程度の實力ある国際的企業集団を育成する、⑤2020 年の家電業界の HCFC (代替フロン的一种)使用量を 35%減少させる。

○「商務部、科学技術部の技術輸出奨励に関する若干の意見」(商服貿発[2009]584 号、2009 年 12 月 7 日発布・実施)

技術輸出は自主革新能力の向上、経済発展方式の転換、対外貿易の安定成長の面で重要であるとして、その発展方針を示したもの。具体措置としては、①成熟した産業技術の輸出奨励、②財政・租税政策による支援(技術移転所得に対する企業所得税の減免)、③金融・保険による支援(技術輸出企業に適した金融商品と各種保険の提供など)、④外国からの研究開発業務の受託支援、⑤科学技術型企業の海外投資の奨励、など。

○「国家税務総局の非居住者企業持分譲渡所得の企業所得税管理の強化に関する通知」(国税函[2009]698 号、2009 年 12 月 10 日発布、2008 年 1 月 1 日実施)

非居住者企業が居住者企業の出資持分を譲渡する場合の企業所得税の管理強化を地方の税務局に指示したもの。課税所得は、譲渡価格(未処分利益や各種基金がある場合はそれらも含める)から原価(出資金額または購入時に支払った金額)を控除した金額とし、関連企業間の譲渡に注意を払うよう求めている。また、企業再編に関わる持分譲渡の場合は、昨年 4 月に発布された「財政部、国家税務総局の企業再編業務の企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財税[2009]59 号)の規定に従っ

○「商務部、税関総署公告 2009 年第 109 号(2010 年「自動輸入許可管理貨物目録」公布)」「(2009 年 12 月 10 日公布、2010 年 1 月 1 日実施) ○「工業情報化部の『中部地区原材料工業構造調整及び高度化・昇級促進案』の印刷・発布に関する通知(工信部原[2009]664 号、2009 年 12 月 11 日発布・実施) ○「人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局の企業負担軽減と就業局面安定の関係業務を更に適切に行うことに関する通知」(人社部発[2009]175 号、2009 年 12 月 16 日発布・実施) ○「中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会の金融サービス支援による重点産業調整及び一部産業の生産能力過剰抑制を更に適切に行うことに関する指導意見」(銀発[2009]386 号、2009 年 12 月 22 日発布・実施) ○「財政部、国家税務総局の排気量 1.6 リッター以下の乗用車の車両購置税の減額徴収に関する通知」(財税[2009]154 号、2009 年 12 月 22 日発布、2010 年 1 月 1 日実施) ○「財政部、国家税務総局の個人住宅譲渡の営業税政策調整に関する通知」(財税[2009]157 号、2009 年 12 月 22 日発布、2010 年 1 月 1 日実施) ○「財政部、商務部、工業情報化部の家電下郷政策の実施度を更に拡大することに関する通知」(財建[2009]972 号、2009 年 12 月 22 日発布)	て、主管税務機関に特別税務処理の条件に合致することを証明し、かつ省級税務機関の認可を得なければならないとしている。 自動輸入許可管理貨物とは、輸入動向を監視するために「自動輸入許可証」(10 日以内に自動的に交付される)の事前取得を義務付けている貨物。このうち機電製品の目録(目録二)は 500 品目。具体的な品目は、商務部の HP をご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200912/20091206714140.html 2009 年 3 月から 5 月にかけて国務院から公布された鉄鋼、石油化学、非鉄金属などの産業調整・振興計画に基づく中部 6 省(山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南)の原材料工業構造調整計画。2010 年と 2011 年に実施される。調整目標は、①企業再編による大型企業集団の育成、②製品構造の高度化、③劣化した生産能力の一定期限内の淘汰、など。 2009 年 12 月の国務院第 91 回常務会議で決定された消費拡大策の 1 つで、2009 年度に困難な企業を対象に実施された①社会保険料の支払猶予、②都市労働者基本医療保険、失業保険、労災保険及び出産保険の料率の段階的引き下げ、③失業保険基金の雇用確保への拠出、④企業に対する従業員訓練の奨励、の 4 項目の措置を 2010 年末まで延長するもの。これらの具体的内容については、本誌 2009 年 2 月 18 日号の拙稿をご参照。 産業構造調整と生産能力過剰産業の抑制に対する金融支援策を総合的に示したもの。①国のマクロコントロール政策の厳格な執行、②金融商品とサービス方式の革新による金融サービスの改善・強化、③資本市場の資金調達機能の発揮による資金調達チャネルの多様化、④企業再編の推進と海外投資の支援、⑤貸出構造と貸出リスクの観測強化による生産能力過剰の抑制と金融リスクの防止の 5 分野 26 項目の措置が述べられている。 2009 年 12 月の国務院第 91 回常務会議で決定された消費拡大策の 1 つで、2009 年に続く小型乗用車購入に対する車両購置税の減税通知。ただし、税率は 2009 年の 5%から 7.5%に引き上げられている。2010 年末までの暫定措置。 同じく消費拡大策の 1 つで、個人住宅の譲渡にかかる営業税の調整に関する通知。①購入後 5 年未満の非普通住宅を売却した場合は全額課税、②購入後 5 年以上の非普通住宅と 5 年未満の普通住宅を売却した場合は販売収入と購入価格の差額に課税、③購入後 5 年以上の普通住宅を売却した場合は免税としているが、以前の 2 年の基準から厳しくなっている。 同じく消費拡大策の 1 つで、農民の家電購入に対する財政補助の基準を引き上げ、範囲を拡大することに関する通知。財政補助基準は製品毎の上限額と定額の補助金額の引き上げで、カラーテレビは製品毎の上限額が 3500 元から 7 千元、定額の補助金額は最高 400 元から 455 元、床置き型エアコンは同じく 4000 元から 6000 元と 350 元から 520 元など。また、対象 9 製品のほか、地区毎に 1 製品を追加してもよい、国有農林場の従業員も対象とする
---	--

○「2010 年商務工作 10 の重点任務」 (2009 年 12 月 24 日発表) ○「財政部、国家税務総局の企業国外所得税額控除の関係問題に関する通知」 (財税[2009]125 号、2009 年 12 月 25 日発布、2008 年 1 月 1 日実施) ○「商務部、税関総署、国家品質監督検 験検疫総局公告 2009 年第 119 号 (「2010 年輸入許可証管理貨物目録」 公布)」(2009 年 12 月 25 日公布、2010 年 1 月 1 日実施) ○「財政部、商務部の自動車買い換えの 新補填基準調整の関係事項に関する 通知」(財建[2009]995 号、2009 年 12 月 28 日発布)	などの措置も採られる。 2009 年 12 月 24 日に開催された全国商務工作会议での陳徳銘 商務部長の報告内容。このうち、外資導入については、①各種医 療機関及び職業教育訓練機関の奨励、②グリーン経済発展へ の参与と低炭素技術の移転の誘導、③国内証券投資と M&A の 規範化、④ベンチャー投資と持分投資の奨励、⑤外商投資企業 の株式上場に対する支援、⑥ハイエンド製品製造、高新技術産 業、新エネルギー、省エネルギー、環境保護、現代サービス業へ の誘導、⑦多国籍企業による地域本部、研究開発センター、調 達センター、プロフィットセンターなど機能性機構の奨励、⑧国際 サービス・アウトソーシングの誘致などが述べられている。 2008 年から施行されている企業所得税法の国外所得税額控除 に関する具体規定。①国別の国外所得税額と控除限度額の計 算方法、②所得税の課税所得額の計算基準、③控除可能な国 外所得税額の内訳、④間接投資の場合の税額計算基準、⑤租 税協定におけるみなし外国税額控除の適用、⑥国別の所得税控 除限度額の計算方法、⑦国外で納付または間接的に負担した所 得税額が計算上の国別控除限度額を下回る場合の扱い、⑧簡 易計算方法を採用してよい対象所得、⑨外国の納税年度の扱 い、⑩実際課税所得税額の計算方法、などが詳細に規定されて いる。 輸入許可証管理貨物とは、輸入制限を目的として「輸入許可証」 の事前取得を義務付けている貨物。2010 年はオゾン層破壊物質 47 品目のほか、機械・電気製品 11 種類 88 品目が指定されてい る。具体的な品目は、商務部の HP をご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200912/20091206716363. html 2009 年 12 月の国务院第 91 回常務会議で決定された消費拡大 策の 1 つで、自動車買い換えに対する財政補助の基準を引き上 げるもの。規定の使用年限を過ぎて廃棄報告をする老朽車が以 前の 4 千元～6 千元を 6 千元～1 万 3 千元に、使用年限の前に 廃棄報告をする「黄標車」が以前の 3 千元～6 千元を 5 千元～ 1 万 8 千元にそれぞれ引き上げる。
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**温家宝首相 2010 年も「積極的な財政政策」と「適度な金融緩和政策」を維持**：温家宝首相は 12 月 27 日、今後の経済運営について現地紙インタビューに応え、早期の出口政策は景気回復の腰折れを招きかねないとし、2010 年も「積極的な財政政策」と「適度な金融緩和政策」を維持する考えを改めて示した。インフレについては、現在は顕在化していないとしつつも、今後のインフレ期待管理の重要性を強調した。生産能力の過剰については、世界的な問題と指摘した上で、中国は「高エネルギー消費」、「高汚染」産業の抑制を柱に政策的に解決を図っていくとも述べた。人民元為替レートについては、外部の圧力による切り上げはしないことを言明し、安定維持が国際社会への貢献であるとの認識を示した。また、民間投資の不足、貿易保護主義の台頭による輸出産業への影響、不動産価格の急騰等の問題にも言及し、各種政策を打ち出す考えを示した。

◆**家電・自動車・不動産市場における 2010 年の消費促進策**：12 月上旬に開催された中央経済工作会议で、「消費拡大」を今年の経済政策の重点方針としたことを受け、関係当局より具体的な消費促進策に関する通知が相次いで公布されている。「家電下乡」政策については、対象商品の最高限度価額が引上げられ、優遇対象地域も従来の農村部の他に国有農林場が追加された。また、自動車については、小型乗用車の購入税が減税幅は縮小したものの、減税策は継続され、自動車買い替え補助金は引上げられた。なお、不動産については、初回住宅購入時の住宅ローンの優遇金利（現行金利の 70%）と頭金優遇比率（取引価額の 20%）を継続する。一方で、過熱を抑制する為、個人住宅の譲渡益に対する営業税免除の条件とされる購入後の保有期間が満 2 年から当初の満 5 年に戻った。（詳細は、EXPERT VIEW をご参照ください。）

◆**統計局 2008 年 GDP 成長率を 9.6%に上方修正**：国家統計局は 12 月 25 日、4 年に 1 度の経済センサスの結果に基づき、2008 年の GDP 統計の修正値を発表した。2008 年の GDP 総額を速報値の 30 兆 670 億元から 31 兆 4,045 億元に、GDP 成長率を 9.0%から 9.6%に上方修正した。第三次産業の修正額が最も大きく、約 1 兆元の増加となり、全体を押し上げた。

【貿易・投資】

◆**国务院常务会议 更なる外資利用促進の方針示す**：12 月 30 日に開催された国务院常务会议で、更なる外資利用の促進について検討が行われ、科学技術の発展、産業構造の高度化、地域間の協調発展に外資を積極的に利用していくための以下の 5 つの方針が示された；①「外商投資産業指導目録」を改訂し、開放分野を拡大、ハイエンド製造、ハイテク、現代サービス、新エネルギー、省エネ・環境保護産業への投資を奨励、②中西部への投資を奨励、③外資利用形態の多様化を促進し、外資の M&A による国内企業の合併・再編を促進、④投資管理体制の改革を進め、審査の簡便化、透明度を向上、⑤投資環境整備の一環として、外資の外貨管理を改善し、外貨資本金の人民元転手続を簡素化。なお、具体的な内容については、今後の政策の公布が待たれる。

【金融・為替】

◆**人民銀行金融政策委員会 金融緩和政策を維持**：先般開催された人民銀行（中央銀行）の四半期に 1 度の金融政策委員会で、2010 年の金融政策方針が確認された。現状、全体としてマクロ経済は好転に向かっているものの、未だ回復力は弱く、構造的な矛盾が突出し、経済発展方式の転換に迫られていると指摘した上で、2010 年について、「適度な金融緩和政策」を継続し、「政策の連続性と安定性を維持する」方針を改めて表明した。また、経済発展方式の転換と経済構造調整に対する金融支援を強化し、戦略的な新興産業等への融資を促進する一方で、生産過剰産業、高汚染・高エネルギー消費産業への融資を厳格に抑制する政策を徹底することを強調した。

◆**ASEAN+3 多国間の緊急資金融通協定が調印**：中国財政部は 12 月 28 日、中国・日本・韓国と ASEAN との間でチェンマイ・イニシアティブ（CMI）の多国間契約が調印されたことを発表した。発効は 2010 年 3 月。現行の CMI は外貨不足に陥った場合、2 国間で外貨を融通する取り決めのネットワークとなっているが、今回の多国間契約への移行により、ASEAN+3 地域における通貨危機への対応能力が強化され、域内国の国際収支や短期資金の流動性の問題解決に繋がるものと期待されている。なお、CMI の多国間契約における各国の貢献額の合計は 1,200 億米ドルに上る。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)			HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比	
2009.12.21	6.8283	6.8280~6.8287	6.8285	0.0005	7.5411	-0.0289	0.8806	0.0005	9.7612	-0.0588	1.4424	3275.69		9.50
2009.12.22	6.8287	6.8280~6.8292	6.8281	-0.0004	7.4828	-0.0583	0.8803	-0.0002	9.7795	0.0183	1.2000	3199.58		-76.11
2009.12.23	6.8287	6.8280~6.8291	6.8284	0.0003	7.4402	-0.0426	0.8805	0.0002	9.7281	-0.0514	1.2000	3223.94		24.36
2009.12.24	6.8285	6.8278~6.8285	6.8280	-0.0004	7.4797	0.0395	0.8803	-0.0002	9.8105	0.0824	1.4000	3307.46		83.52
2009.12.25	6.8282	6.8271~6.8282	6.8272	-0.0008	7.4770	-0.0027	0.8801	-0.0002	9.8405	0.0300	1.7500	3294.71		-12.75
2009.12.28	6.8279	6.8275~6.8325	6.8300	0.0028	7.4623	-0.0147	0.8806	0.0005	9.8270	-0.0135	1.5300	3344.50		49.79
2009.12.29	6.8291	6.8284~6.8321	6.8294	-0.0006	7.4444	-0.0179	0.8806	0.0001	9.8596	0.0326	1.5900	3368.69		24.19
2009.12.30	6.8291	6.8244~6.8291	6.8253	-0.0041	7.4106	-0.0338	0.8800	-0.0006	9.7943	-0.0653	1.5800	3422.25		53.56
2009.12.31	6.8261	6.8258~6.8279	6.8270	0.0017	7.4007	-0.0099	0.8803	0.0003	9.8379	0.0436	1.5600	3437.46		15.21

RMB レビュー&アウトルック

12 月 21 日の人民元は 6.8283 で寄付き後、実需による大口の米ドル買いも見られたが 6.82 台後半の狭いレンジ内に留まり、6.8272 で越えとなった。年末週に入り、実需筋の米ドル買い需要が高まると 28 日には一時 10 月以来の安値となる 6.8325 まで下落したものの徐々に取引も閑散となる中上下とも値幅は限定的となり、結局 6.8270 にて越年となった。金融政策決定にあたり国際収支を考慮するとの中銀総裁発言や、預金準備率の引き上げ観測などから、年末にかけて海外市場（NDF 市場）では再び元高観測が台頭したが、積極的に高値を追う動きとはなっていない。仏首相からも人民元相場の柔軟性を求める発言がなされている通り、2010 年も人民元為替相場場の切上げ圧力は高まることが予想されるが、こうした外圧により中国当局が政策を変更することは考えにくい。ただ温家宝首相も人民元相場に関して、2010 年の対外経済政策の重大な課題になるとの認識を示している。市場ではにわかに輸入インフレ圧力を抑制する為に人民元高を容認するとの観測も徐々に台頭しており、今後のマクロ経済の動向にも注意が必要だろうが、当面は現状水準での値動きが続くこととなる。（2010 年 1 月 4 日作成）

（市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくご願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。